

貝塚市公告第 145 号

条件付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和 8 年 8 月 21 日

貝塚市長 牛尾 治朗

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 貝塚市立休日急患診療所窓口・レセプト作成業務
- (2) 業務委託場所 貝塚市立休日急患診療所（貝塚市畠中 1 丁目 1 8 番 8 号）
- (3) 委託契約期間 令和 9 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日まで
- (4) 業務概要
 - ① 貝塚市立休日急患診療所窓口業務
 - ② 貝塚市立休日急患診療所レセプト作成業務※業務の詳細については、別紙「仕様書」のとおり

2 入札応募資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税または所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 貝塚市内の本店、支店、営業所等で入札に参加する場合は、貝塚市税を滞納していないこと。
- (4) 営業を行うにつき法令等の規定により、官公庁の許可または認可・登録等を必要とする業種にあっては、当該許可・認可・登録等を受けていること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立て又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生計画又は再生計画の認可がなされている場合を除く）。
- (6) 貝塚市入札参加資格停止要綱（平成 25 年 12 月 2 日施行）に基づく入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 貝塚市暴力団排除条例第 8 条に規定する公共工事等からの暴力団の排除に関する措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同条各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 までの間において、国あるいは地方公共団体で医療機関窓口、レセプト作成業務委託契約を合計 6 カ月以上、誠実に運営した実績があること。

3 契約条項を閲覧できる場所及び期間

大阪府貝塚市畠中1丁目18番8号

貝塚市保健・福祉合同庁舎内

貝塚市 健康福祉部 健康推進課

令和8年8月21日（金）～令和8年9月4日（金）

時間は、午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

4 応募受付場所及び期間

大阪府貝塚市畠中1丁目18番8号

貝塚市保健・福祉合同庁舎内

貝塚市 健康福祉部 健康推進課

令和8年8月31日（月）～令和8年9月4日（金）

時間は、午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

5 提出すべき書類

- (1) 貝塚市条件付一般競争入札参加申込書（様式1）
- (2) 貝塚市条件付一般競争入札参加受付書（様式2）
- (3) 同種業務実績書（様式3）
- (4) 資格要件にかかる確認書（様式4）
- (5) 暴力団誓約書（様式5）
- (6) 登記事項全部証明書（写し可）※直近3ヶ月以内に発行されたもの
- (7) 印鑑証明書（写し可）※直近3ヶ月以内に発行されたもの
- (8) 国税の納税証明書
- (9) 市税に未納がない証明書 ※市内業者のみ

6 入札参加資格審査結果の通知

令和8年9月9日（水）応募者に個別にFAXにて通知する。

7 入札要項等の配布

日時：令和8年9月10日（木）午前10時から午後3時まで

方法：電子メール

現地説明会は、実施しない。

8 入札及び仕様書に関する質問

受付期間：令和 8 年 9 月 10 日（木）から令和 8 年 9 月 15 日（火）午後 5 時まで

回答日：令和 8 年 9 月 24 日（水）

受付及び回答要領：FAX による。

9 入札

日時：令和 8 年 9 月 29 日（火） 午前 10 時

場所：大阪府貝塚市畠中 1 丁目 1 8 番 8 号

貝塚市保健・福祉合同庁舎 2 階 指導室 1、2

10 入札に記載する金額

入札者は課税業者であるか否かを問わず、入札書に消費税及び地方消費税を除いた月額委託料の 36 ヶ月の合計額を記載すること。落札価格は、入札書に記載された金額に消費税率及び地方消費税率を乗じた額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）とする。

11 無効となる入札

- (1) 本入札に参加資格を有しない者のした入札
- (2) 本入札の貝塚市条件付き一般競争入札参加決定通知書を持参しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札に際して談合、不正行為等を行ったと認められる入札
- (5) 所定の日時又は場所に提出しない入札
- (6) 記名押印を欠く入札
- (7) 金額の記載が不明瞭な入札
- (8) 誤字、脱字により、意思表示が不明瞭な入札

12 入札保証金

貝塚市契約規則（平成 19 年貝塚市規則第 9 号）第 5 条及び 6 条による。ただし、同規則第 7 条第 1 項の規定により免除する

13 予定価格等

予定価格は、事後公表とし、最低制限価格は設定しない。

14 入札回数等

(1) 3回を限度とする。

(2) 入札時において、入札参加者が1者の場合でも入札を実施する。

15 担当課

貝塚市健康福祉部健康推進課

TEL 072-433-7410

FAX 072-433-7005

E-meil kensui@city.kaizuka.lg.jp